

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 知財関連無料法律相談のご案内

JETRO 北京事務所では、中国における日系企業の知財活動を支援するため、ニセモノや特許権侵害問題、ノウハウ等の流出から現地での R&D 活動・技術ライセンス問題、中国における商標、專利（発明、実用新案、意匠）の個別事案、技術取引における法務／金融／契約等に関する無料相談サービスを実施しています。本サービスでは専門家からのアドバイスを日本語で受けることができます。

相談サービスにつきましては、以下の法律事務所・専利代理事務所の協力を得ています。

- ・北京市天達律師事務所
- ・北京集佳知識產權代理有限公司

相談をご希望の方は、必要事項を以下申込先まで E-Mail でお申し込みください。

＜必要事項＞

- ・相談者情報（勤務先、所属部署、氏名、電話番号、E-Mail）
- ・相談希望日時
- ・相談内容（相談の背景、現状問題となっている事項含め、可能な範囲で詳細にご記入ください）

※ご相談いただいた内容については、外部公表いたしません。

＜申込先＞

JETRO 北京事務所知的財産権部  
E-Mail : post@jetro-pkip.org

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○ 法律・法規等

1. 「工商行政管理部門消費者苦情処理弁法」がパブコメ実施（国務院法制弁公室公式サイト 2013 年 12 月 20 日）
2. CFDA が「薬品管理法改正」のシンポを開催、改正作業が本格的に開始（国家知識產權網 2013 年 12 月 25 日）
3. 「行政訴訟法」改正案が全人代常務委で審議、23 年ぶりの改正（中国政府網 2013 年 12 月 25 日）
4. 全人代会議：「電子商取引法」制定のスケジュールを公表（全国人民代表大会公式サイト 2013 年 12 月 30 日）
5. 工商総局、全国の工商幹部を対象とした改正商標法実務研修会を実施（工商総局公式サ

イト 2014 年 1 月 6 日)

6. 国務院法制弁、「商標法実施条例」改正案で意見募集(国務院法制弁公室公式サイト 2014 年 1 月 13 日)
7. 「種子法」改正案の意見募集稿、関係者向けにコメントを募集中(中国知識産権資訊網 2014 年 1 月 13 日)
8. 最高裁、食品薬品をめぐる紛争事件の法適用に関する司法解釈を発布(中国法院網 2014 年 1 月 13 日)

○ 中央政府の動き

1. 第 24 回中米 JCCT 閉幕、知的財産権刑事保護の協力強化で合意(商務部公式サイト 2013 年 12 月 20 日)
2. 工商总局、2014 年の市場管理重点分野を確定、商標専用権保護強化など(新華網 2013 年 12 月 26 日)
3. 国家知識産権局、特許出願の品質向上に向け「意見」を発布(国家知識産権網 2013 年 12 月 25 日)
4. 「一部のインターネット企業は優越的地位を濫用」=工業情報化部長が指摘(中国新聞網 2013 年 12 月 24 日)
5. 国家知識産権局の新局長に申長雨氏が就任(国家知識産権網 2014 年 1 月 2 日)
6. 大学教員の評価で研究指標を過度に重視、教育部「意見」で改善求める(新華網 2014 年 1 月 2 日)
7. ポルトガル、スペインとの PPH を 2014 年 1 月 1 日より実施=SIP0(国家知識産権網 2013 年 12 月 30 日)
8. 国家知識産権局、集積回路配置設計図の電子出願システムを開通(国家知識産権網 2014 年 1 月 6 日)
9. 国家標準委、全国知識管理標準化委員会の設立を認可(中国知識産権資訊網 2014 年 1 月 6 日)
10. 国の 7 部門、「知的財産権戦略の深化に関する若干意見」を発表(中国知識産権資訊網 2014 年 1 月 3 日)
11. 五大特許庁 PPH 試行プログラム、6 日より開始(国家知識産権網 2014 年 1 月 3 日)
12. 国家知識産権局の申長雨局長、王彬穎・WIPO 事務次長と会見(国家知識産権網 2014 年 1 月 8 日)
13. 国家工商总局の張茅局長、バルニエ域内市場・サービス担当委員と会談(工商总局公式サイト 2014 年 1 月 8 日)
14. 特許担保融資など知的財産権金融サービス、順調に発展(国家知識産権網 2014 年 1 月 7 日)
15. 質檢総局、品質「ブラックリスト」制度の導入を加速へ(新華網 2014 年 1 月 6 日)
16. 万鋼科学技術部長: 今年は引き続き基礎研究とハイテク技術の発展に取り組む(科技部公式サイト 2014 年 1 月 10 日)
17. 申長雨・SIP0 局長と上海市副市長が会談、知的財産権活動で意見交換(国家知識産権網 2014 年 1 月 7 日)
18. 国家工商总局、商品市場の管理強化に関して「指導意見」を発布(工商总局公式サイト 2014 年 1 月 6 日)

○ 地方政府の動き

1. 長春市が国家知的財産権モデル都市に、市政府が推進会議を開催(新華網 2013年12月26日)
2. 中国産業パークランキング、中関村サイエンスパークが圧倒的な優位でトップ(中国新聞網 2014年1月2日)
3. 上海の工業デザイン産業、付加価値額で102億7000万元を実現=2013年上半期(上海市政府公式サイト 2014年1月6日)
4. 青島市、国際経済合作区で知的財産権仲裁院を設立へ(国家知識産権網 2014年1月3日)
5. 厦門市、イノベーションと研究開発に4億元の支援金(国家知識産権網 2014年1月8日)
6. 広東省、小中学校の知的財産権教育を推進(国家知識産権網 2014年1月12日)
7. 華南地区の專利行政法執行協力調停センターが設立(国家知識産権網 2014年1月9日)

○ 司法関連の動き

1. 広東省、知的財産権裁判所の設立に向け準備着々(国家知識産権網 2013年12月30日)
2. 上海第一中級人民法院、自貿区の法律問題研究で大学と提携(中国知識産権資訊網 2014年1月6日)
3. 武漢市各裁判所、昨年知的財産権事件4284件を結審(中国新聞網 2014年1月8日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 公安部: 第1~3四半期に権利侵害犯罪容疑者3万5385人逮捕(国家知識産権戦略網 2013年12月20日)
2. 河南、山西など4省の9都市、ネット上の専利詐称摘発行動を共同実施(中国知識産権資訊網 2014年1月2日)
3. 国家版権局、2013年ネット著作権侵害10大事件を公表(中国新聞網 2013年12月31日)
4. 百度の動画配信は著作権侵害と判定、制裁金25万元=国家版権局(国家知識産権網 2014年1月6日)
5. 2013年「剣網行動」で目覚ましい成果、多数の重大事件を摘発(国家知識産権網 2014年1月6日)

○ 多国籍企業 R&D

1. マイクロソフト、世界初の自動車産業イノベーションセンターを長春市に設立(中国知識産権資訊網 2013年12月23日)
2. GE研究開発センター、上海でポスドクステーションを設置(新華網 2013年12月19日)
3. 東風汽車、湖北省武漢市で仮ルノーと新合弁会社を設立(中国知識産権資訊網 2013年12月25日)

○ 統計関連

1. 2013年全国専利代理人試験、3812人が合格(国家知識産権網 2013年12月23日)
2. 國家級企業技術センターが1002社に、省レベルは8608社(中国知識産権資訊網 2013

年 12 月 23 日)

3. 北京の専利代理機構が 280 社、全国の約 3 割に(国家知識産権網 2014 年 1 月 2 日)
4. 高虎城商務部長 : 13 年貿易総額は前年比 7% 増の見通し(商務部公式サイト 2013 年 12 月 30 日)
5. 外国権利者からの業務依頼が 24.9% 増、伸び率は国内の 3 倍=上海市の代理機構(国家知識産権網 2013 年 12 月 25 日)
6. 科学研究への経費支出、中国と日本は増加、米国が減少傾向(新華網 2014 年 1 月 2 日)
7. 昨年の特許出願が 82 万 5000 件、26.3% 増(中国知識産権資訊網 2014 年 1 月 8 日)
8. 深セン市の PCT 国際特許出願、昨年は 1 万件超、10 年連続国内最多(国家知識産権戦略網 2014 年 1 月 13 日)
9. デジタル家電産業の特許出願件数が 1967 件、国内最多=広東省(国家知識産権網 2014 年 1 月 10 日)
10. 昨年の商標登録出願が 188 万件超、前年比 14.15% 増(工商総局公式サイト 2014 年 1 月 9 日)

○ その他知財関連

1. 2013 年専利代理業界総合力評価の結果が公表、「2 つ星」が 13 社(中国知識産権資訊網 2013 年 12 月 23 日)
2. MS のノキア買収、華為と中興が商務部に「反独占」の調査を請求(中国知識産権資訊網 2013 年 12 月 26 日)
3. 2014 年に数々の外国基本特許は満期が迫る、黄金時代を迎える国内企業(国家知識産権戦略網 2014 年 1 月 9 日)

---

●ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 「工商行政管理部門消費者苦情処理弁法」がパブコメ実施★★★

「工商当局に苦情を申し立てても梨のつぶてのまま」といった消費者の不快な経験はこれからなくなるだろう。国家工商行政管理総局がこのほど公表した「工商行政管理部門消費者苦情処理弁法」(意見募集稿)では、消費者からの苦情について工商部門は 7 営業日以内に受理するか否かを消費者に知らせなければならないと明記された。

工商総局が「消費者権益保護法」に基づき同「弁法」を起草した。「弁法」には経営者と消費者間の紛争調停に関する工商部門の方針と手続などが盛り込まれている。

意見募集の締切日は 2014 年 1 月 16 日。下記の 4 つの方法で意見募集稿に関する提案などを提出することができる。

▽中国政府法制網 <http://www.chinalaw.gov.cn>

▽国家工商行政管理総局公式サイト <http://www.saic.gov.cn>

▽郵送 : 北京市西城区三里河東路 8 号 国家工商総局消費者権益保護局 (〒100820)

▽電子メール : 12315@saic.gov.cn

(出典 : 國務院法制弁公室公式サイト 2013 年 12 月 20 日)

★★★2. CFDA が「薬品管理法改正」のシンポを開催、改正作業が本格的に開始★★★

中国 CFDA (国家食品薬品監督管理局) は 25 日、「薬品管理法」改正のシンポジウムを

開催した。待ちに待った薬品管理法の改正に向け、同局の作業が本格的にスタートしたこと意味する。

国家食薬総監局は、現行の薬品管理法が現状に合っていないと指摘し、改正では薬物臨床試験の被験者保護や薬品使用管理の整備、違法行為の処罰強化を盛り込むという。

シンポジウムでは、薬品のインターネット販売、医薬品の生産許可制度、違法行為への刑事処罰強化などの課題をめぐって、参会者らが踏み込んで意見交流を行った。

中国医薬企業管理協会の於明徳会長は「薬品管理法の改正に業界は大いに期待している。業界の成長を阻んでいる悪しき政策が取り除かれるだろう」と語った。

(出典：国家知識産権網 2013年12月25日)

### ★★★3. 「行政訴訟法」改正案が全人代常務委で審議、23年ぶりの改正★★★

12月23日に第12期全国人民代表大会常務委員会の第6回会議に提出された「行政訴訟法」改正案は25日午前、常務委員会で審議が行われた。1990年に施行されて以来、23年ぶりの改正となる。

修正する内容は51条に及ぶ。公民などの訴訟権利の強化、管轄制度や証拠制度の改善、関連手続の簡素化などが含まれる。改正案について参会した委員らは、改正案は「法治政府」、「法に基づく行政」の理念を踏まえて、行政機関の権利制限や公民、法人、社会組織の合法的権益の保護に関して十分な改善が行われたとの意見で一致。一方、一部の委員から、同法の管轄対象をさらに拡大し行政契約や部門規定などを追加するべきとの意見が出された。

最高人民法院（最高裁）の統計によると、全国の各裁判所が受理した行政事件は年間10数万件で、あらゆる事件の総件数に占める比率は低いという。

(出典：中国政府網 2013年12月25日)

### ★★★4. 全人代会議：「電子商取引法」制定のスケジュールを公表★★★

国内のインターネット消費はここ数年急増している。インターネット小売は過去5年間で30倍近く増大した。一方、この爆発的な成長と比べ、業界の規範化は滞り、関連法制整備がまだ不完全のため、電子商取引の中で様々なトラブルが絶えず発生している。これに対して、近年来企業や法曹界から、関連法律の早期作成を求める声が高まっている。

先月27日、全国人民代表大会（全人代）財政経済委員会が開いた「電子商取引法起草グループの設立及び第1回全体会合」では、起草グループの設立から草案の完成までの、電子商取引法立法作業の初期段階のスケジュールが公表され、電子商取引法の立法作業がようやくスタートした。

会合では、立法の指導思想、原則、枠組み構想および主要な内容が明確にされ、立法の日程として、2014年始～12月末までは調査・研究、法案要綱の作成、2015年1月～2016年6月までは草案の起草・完成段階であることが明らかになった。

第12期全人代常務委立法計画に基づき、全国人民代表大会財政経済委員会が電子商取引法の立法作業を担当する。電子商取引法起草グループのリーダーを務める、全人大財政経済委員会の呂祖善副主任は会合で、「必ず予定された期間内で、時代の要求と中国の国情に相応する品質の高い電子商取引法の草案を作り出す」と抱負を語った。

(出典：全国人民代表大会公式サイト 2013年12月30日)

### ★★★5. 工商総局、全国の工商幹部を対象とした改正商標法実務研修会を実施★★★

国家工商行政管理総局は、改正「商標法」の順調な施行を目指し、このほど総局の行政

学院で全国の工商幹部を対象とした研修会を開催した。総局の劉俊臣副局长が開講式に出席し演説した。

劉副局长は演説の中で新しい「商標法」の施行をきっかけに商標活動の新局面を切り開くよう求め、商標登録、監視管理体制整備、商標専用権の保護、中国馳名商標使用行為の規範化、代理業界の監視管理に取り組むことを強調した。

2日にわたって行われた研修会に各省、自治区、直轄市を始め主要都市の工商管理局、市場監督管理局の関係責任者が参加し、総局商標局、商標評審委員会の関係者が講義を行った。

(出典：工商总局公式サイト 2014年1月6日)

#### ★★★6. 国務院法制弁、「商標法実施条例」改正案で意見募集★★★

国務院法制弁公室は1月10日、「中華人民共和国商標法実施条例」改正案を公表し、一般向け意見募集を開始した。

改正案には商標登録出願、審判、管理、専用権保護、代理などに関する規定が盛り込まれている。商標専用権侵害事件の調査で、権利者が工商部門の商品真贋鑑別に協力することが義務づけられたほか、摘発現場で押された容疑商品は、権利者からの授権ライセンスなどを提示できないものについて、そのまま侵害品として認定するとしている。

改正案全文は「中国政府法制情報網」(<http://www.chinalaw.gov.cn>)に掲載されている。改正案に関する意見やアドバイスは2月10日までに下記の方法で提出することができる。

▽中国政府法制情報網にアクセスしオンラインで提出

▽「北京市1750信箱」まで郵送。郵便番号：100035。封筒に「中華人民共和国商標法実施条例征求意见」を表示すること。

▽電子メール(sbt@chinalaw.gov.cn)で提出。

(出典：国務院法制弁公室公式サイト 2014年1月13日)

#### ★★★7. 「種子法」改正案の意見募集稿、関係者向けにコメントを募集中★★★

全国人民代表大会（全人代）農業及び農村委員会がリードする「種子法」改正の意見募集稿がほぼまとまり、関連部門、大学、科学研究所や業界協会と企業へコメントを求めていることがわかった。中国農業新聞網が伝えた。

今回の改正は、品種資源の管理、植物新品種の保護、科学研究体制の改善、イノベーションへの支援策などの課題に集中して行われる。

現行「種子法」は2000年に施行され、中国の種子産業に大きな変化をもたらした。国有種子企業による市場独占局面の打開、種子の新品種開発能力の強化、新品種の更新と普及の加速を後押しする面で重要な役割を果してきた。一方、品種資源の管理不備、植物新品種への保護が不足し、国内種子企業は全体的に国際市場において競争力が弱いことは現状であり、今回に改正の重要な要因となっている。

全国人民代表大会常務委員会は「種子法」の改正を、5年法律制定計画と2014年の立法計画に入れ、全国人民代表大会農業と農村委員会がリード役を担当し、農業部、国家林業局、科学技術部、発改委、財政部などの部門は改正作業に参与している。

(出典：中国知識産権資訊網 2014年1月13日)

#### ★★★8. 最高裁、食品薬品をめぐる紛争事件の法適用に関する司法解釈を発布★★★

最高人民法院（最高裁）は1月9日記者会見を開き、「食品薬品紛争事件の審理における

る法適用に関する若干問題についての規定」を発布した。3月15日より施行される。

「規定」には、▽「偽物と知りながら購入する」ことは消費者の権利主張を影響しないこと、▽懲罰的賠償は消費者の人身的権益を損なわないことを前提とすること、▽虚偽の食品、薬品の代弁者、経営者の法的責任、▽虚偽の証明を発行した食品認証機構の法的責任—などが明記された。消費者の権益保護と食品薬品市場の浄化に繋がることが期待される。

食品薬品をめぐる紛争事件は近年、注目を集めている。最高裁の統計によると、2010年から2012年までの3年間で全国の裁判所は食品、薬品をめぐる民事紛争事件1万3216件を受理した。

(出典：中国法院網 2014年1月13日)

## ○ 中央政府の動き

### ★★★1. 第24回中米JCCT閉幕、知的財産権刑事保護の協力強化で合意★★★

第24回中米商業貿易合同委員会(JCCT)は20日北京で閉幕した。会議の後に行われた記者会見で、商務部の王超・副部長は、双方が知的財産権の刑事分野のエンフォースメントでの協力を強化することで合意したことを明らかにした。

王副部長によると、双方はJCCTが両国関係の安定と協力拡大で果たした役割を高く評価したうえ、「中米ハイテク貿易重点分野協力行動計画」と関連施策を引き続き推進することと、知的財産権をめぐる刑事エンフォースメントでの協力強化で合意した。

米国側は中国企業の米国投資を歓迎すると表明した。また、「中米知的財産権協力枠組み協定」の実施に100万ドルを提供して協力の深化を促進し、「悪名高い市場」評価作業の透明度向上に努めることを承諾した。

(出典：商務部公式サイト 2013年12月20日)

### ★★★2. 工商总局、2014年の市場管理重点分野を確定、商標専用権保護強化など★★★

国家工商行政管理総局は26日、全国工商行政管理活動会議を開き、独占禁止や商標専用権保護など2014年の重点管理分野を確定し、各地方の工商部門に職責を確實に履行し、公平競争の市場環境の整備に取り組むよう求めた。

商標専用権の保護について、中国馳名商標、国際知名商標、地理的表示に重点を置き、商標権侵害の取締りに注力するとともに、商標代理サービスの監視管理を強化する。また、農業資材や建材、自動車部品、家具などの模倣品を厳重に摘発する。

このほか、電信や交通、電気、水道、ガスなどの公共事業の競争制限、医薬や教育など分野の商業賄賂、オンラインMLM(マルチ商法)などの取締りに力を入れることとしている。

各地の工商部門は今年、独占事件29件、不正競争事件3万4700件、オンライン市場違法事件6139件、虚偽広告事件3万3100件、商標権侵害事件3万9300件、マルチ商法事件1173件、契約違法事件1万4600件を摘発した。

(出典：新華網 2013年12月26日)

### ★★★3. 国家知識産権局、特許出願の品質向上に向け「意見」を発布★★★

国家知識産権局はこのほど、「特許出願の質を一段と向上させる若干意見」を発布した。適切な措置を講じて、特許(特許、実用新案、意匠を含む)出願の質の向上を促し、イノベーションによる発展戦略を後押しするよう求めた。

「意見」は各地方に対し、「人口1万人当たり平均の特許保有件数」が中心とされた、特

許出願比率、特許登録比率、PCT 出願件数などからなる評価体制を整備し、これにより出願の質向上を促すことを求めている。資金援助について優位性をもつ企業、研究機構などの支援を拡大し、優れた貢献をした権利者と発明者を奨励するとしている。

このほか、「意見」には専利出願の質向上を促進できる管理監視体制の整備、キャパシティ・ビルディング、代行業務の更なる規範化、専利情報活用の促進などの具体的な施策が盛り込まれている。

(出典：国家知識産権網 2013 年 12 月 25 日)

#### ★★★4. 「一部のインターネット企業は優越的地位を濫用」＝工業情報化部長が指摘★★★

改革の全面的な深化と新型工業化の加速に関して、国務院新聞弁公室が 23 日開いた記者会見で、工業情報化部の苗圩部長は、革新が続くインターネットが経済、社会の重要な不可欠な一部となっているとの認識を示す一方、一部のネット企業は優越的地位を濫用し、消費者の利益を損なっていると指摘した。

最近話題になっているインターネット企業間に起こった数件の訴訟についてコメントする時、苗部長が表明した。さらに「どちらが勝訴するかより、裁判の結果が業界の規範化、企業経営の規範化につながるかどうかのほうにもっと関心を持つ」と語った。

中国のインターネットユーザーは今年 10 月末、6 億 1300 万人に達し、3G ユーザーも 3 億 8700 万人に達しており、社会の発展を推し進める重要な駆動力となっている。新しい時代におけるインターネット業界への管理をいかに強化するかについて、苗部長は、法整備の推進、管理体制の整備、管理手段の強化の 3 つを挙げ、近いうちに管理水準の明らかな向上を実現する方針を明らかにした。

(出典：中国新聞網 2013 年 12 月 24 日)

#### ★★★5. 国家知識産権局の新局長に申長雨氏が就任★★★

国家知識産権局は 12 月 31 日、同局の党组书记と局長に申長雨氏を任命する国務院決定を発表した。

申長雨氏は 1963 年 6 月生まれ。1990 年に大連理工大学計算力学博士号を取得。1997 年から鄭州工業大学の副学長（1997 年 2 月～2000 年 7 月）、鄭州大学常務副学長（2000 年 7 月～2003 年 2 月）、鄭州大学学長（2003 年 2 月～2012 年 8 月）を歴任。2012 年 8 月から 2013 年 12 月までに大連理工大学学長を担当。2009 年 12 月 4 日に中国科学院の院士（アカデミー会員）に選ばれた。

(出典：国家知識産権網 2014 年 1 月 2 日)

#### ★★★6. 大学教員の評価で研究指標を過度に重視、教育部「意見」で改善求める★★★

教育部は 12 月 30 日に出した通達の中で、大学教員の職名、所得を定める際に論文や特許などの数を過度に重視する現状を改善するよう求めた。

大学の科学技術評価体制の改革に関するこの「意見」において、教育部は統一化、数量化を特徴としたこれまでの評価体制が研究促進で果たした役割を評価した一方、質よりは数、内容よりは形式を重視する風潮に繋がった現状や、成果の普及・移転、教学活動、人材育成への取り組みの不足などを指摘した。

「意見」によると、国は今後、研究者やイノベーションチーム、研究拠点、研究プロジェクトそれぞれの特徴を踏まえ、誠実信用、イノベーション貢献、研究と教学の結合、普及啓発などを総括した評価体制の確立に努める方針。特に評価体制の公開性、独立性、客

観性と、研究成果の共有に寄与することが強調された。

(出典：新華網 2014年1月2日)

#### ★★★7. ポルトガル、スペインとの PPH を 2014 年 1 月 1 日より実施=SIP0★★★

国家知識産権局（SIP0）がポルトガル産業財産庁（INPI）、スペイン特許商標庁（SPTO）とそれぞれ締結した「特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラム」覚書に基づき、中国ポルトガル間、中国スペイン間の PPH 試行プログラムは 2014 年 1 月 1 日より開始された。

中国とポルトガルの PPH 試行期間は 2015 年 12 月 31 日までの 2 年間で、中国とスペインの PPH 試行期間は 2016 年 12 月 31 日までの 3 年間。試行期間中に、各国の出願者は PPH 手続に関するそれぞれの 2 国間合意に従って相手国の特許管理機関に PPH 申請を行うことができる。

(出典：国家知識産権局 2013 年 12 月 30 日)

#### ★★★8. 国家知識産権局、集積回路配置設計図の電子出願システムを開通★★★

国家知識産権局は、1 月 1 日に集積回路配置設計図の電子出願システムを開通した。出願者の利便性と登録業務の効率の向上を目指す。電子出願システムと並行して、紙書類による出願も受け付ける。

集積回路配置設計図の電子出願システムの URL は <http://vlsi.sipo.gov.cn> で、24 時間 365 日体制での利用ができる。同システムを利用する前に、国家知識産権局と「専利電子出願システムユーザー登録協定」を締結する必要がある。

中国は 2004 年から特許などの電子出願を導入した。2010 年 10 月に改正「専利電子出願に関する規定」が施行され、中国専利電子出願網が運用開始されたことにより、出願の電子化が大きく推進された。

(出典：国家知識産権局 2014 年 1 月 6 日)

#### ★★★9. 国家標準委、全国知識管理標準化委員会の設立を認可★★★

国家標準化管理委員会（国家標準委）は 12 月 30 日、全国知識管理標準化技術委員会の設立を認可した。中国の知識管理標準体制の整備、知的資源の戦略的な企画・管理、企業を主体とした技術イノベーションシステムの確立を促進するものとみられる。

知的財産権や伝統的知識、無形文化財などを含む知識管理体制の整備に向けて、国家知識産権局は知的財産権分野の国家標準「企業知的財産権管理規範」を作成、公表したほか、大学や研究機構の知的財産権管理標準の策定を急いでいる。このほか、特許をめぐる評価、取引、担保融資、代理機構管理など各分野の国家標準も作成中だという。統一化した管理機構を設置して各標準作業を促すことをねらい、国家知識産権局は昨年 2 月、国家標準委に全国知識管理標準化技術委員会の設立を申請した。

国家標準委の認可を受け、国家知識産権局専利管理司と中国標準化研究院はこれから準備作業を展開することになる。準備作業は 6 ヶ月以内に完成する見通し。

(出典：中国知識産権資訊網 2014 年 1 月 6 日)

#### ★★★10. 国の 7 部門、「知的財産権戦略の深化に関する若干意見」を発表★★★

国家知識産権局と教育部、科技部、農業部、文化部、国家工商行政管理総局、国家版権局の 7 部門は 1 月 2 日、「知的財産権戦略の実施深化、中原経済区の経済・社会発展の促進に関する若干意見」を正式に発表した。

この「若干意見」は、「中原経済区計画（2012～2020 年）」に基づき、黄河中流域を中

心とした中原地域の経済・社会の特徴を踏まえた各施策が盛り込まれている。知的財産権総合力の向上、知的財産権資源の集積、中心都市の先導役の発揮の外に、コンテンツ産業の促進、知的財産権保護の強化などが含まれる。

7部門はまた、「若干意見」に掲げられた各事業の確実な推進に向け、中原経済区における知的財産権活動の協調推進体制を確立する予定。活動計画の策定や地域間交流の促進などに共同で取り組むこととしている。

(出典：中国知識産権資訊網 2014年1月3日)

#### ★★★11. 五大特許庁 PPH 試行プログラム、6日より開始★★★

日本国特許庁（JPO）、欧州特許庁（EPO）、韓国特許庁（KIP0）、中国国家知識産権局（SIP0）、米国特許商標庁（USPTO）の五大特許庁が去年9月にスイスのジュネーブで達成した合意により、五大特許庁相互間の特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラムが1月6日に開始することになった。2017年1月5日までの3年間で実施される予定。

試行期間中、出願者は「5 庁特許審査ハイウェイ（IP5 PPH）試行プログラムの枠組みで中国国家知識産権局に PPH 申請を提出するフロー」に基づき SIP0 に PPH の申請を提出することができる。また、JPO、EPO、KIP0 及び USPTO のそれぞれの要求に基づいて各特許庁に PPH を申請することができる。

(出典：国家知識産権網 2014年1月3日)

#### ★★★12. 国家知識産権局の申長雨局長、王彬穎・WIPO 事務次長と会見★★★

国家知識産権局の申長雨局長は1月6日、世界知的所有権機関（WIPO）の王彬穎事務次長と北京で会見した。

申局長は会談で、国家知識産権局と WIPO はこれまで良好な協力関係を維持してきており、今後は協力をいっそう深めて協力の範囲をさらに拡大し、中国と世界の知的財産権事業の発展・進歩をともに推し進めていきたいと表明した。これに対し、王彬穎事務次長は双方の更なる協力展開に期待を示した。

国家知識産権局の李玉光副局長が会見に同席した。

(出典：国家知識産権網 2014年1月8日)

#### ★★★13. 国家工商総局の張茅局長、バルニ工域内市場・サービス担当委員と会談★★★

国家工商行政管理総局の張茅局長は7日、欧州委員会のミシェル・バルニ工域内市場・サービス担当委員と北京で会談した。

バルニに委員は欧州委員会の関係機構と商標分野の最新活動について紹介したうえ、公平競争の法的環境、市場環境の構築に向けた双方の協力成果を評価し、これらの成果を踏まえて経験交流を一段と深めていきたいと表明した。

張局長は、国家工商総局の主要職能と商標保護での進捗情況、5月1日施行される新商標法の関連情況を説明した。また、EUの関連部門とともに、より高いレベルと広い範囲で交流・協力を深化させ、商標に係る知的財産権事業を共同で促進していきたいと期待を示した。

(出典：工商総局公式サイト 2014年1月8日)

#### ★★★14. 特許担保融資など知的財産権金融サービス、順調に発展★★★

国家知識産権局は近年、知的財産権金融サービスの発展に注力している。知的財産権と金融資源の結合が促進され、知的財産権金融サービス活動が順調に発展している。昨年の

特許担保融資は初めて 200 億元の大台を突破し、前年比 80% 増の 254 億元に達した。

2008 年に知的財産権担保融資パイロット事業が始まって以来の特許担保融資の総額は 638 億元で、年率 112% の伸びを続けている。特許保険も新たな進展をみせ、全国では昨年、530 社が 1855 件の特許保険に加入し、保険総額が 6438 万元に上った。

国家知識産権局は 2008 年から全国の 29 地域で知的財産権担保融資パイロット事業を開設し、2012 年にさらに 25 地域で特許保険のパイロット事業を始めた。これまでに 20 のパイロット地域で特許保険の促進策が打ち出され、実効のあるサービスモデルが形成している。

(出典：国家知識産権網 2014 年 1 月 7 日)

### ★★★15. 質検総局、品質「ブラックリスト」制度の導入を加速へ★★★

国家質量監督検驗検疫総局（質検総局）の支樹平局長は 6 日、品質に関する「ブラックリスト」の導入を加速し、重大な違法がある企業に経済面、法律面で重罰を与えるうえ、関連の違法行為を広く人々に知らせるようにすると表明した。

支樹平局長は 6 日に開かれた全国品質監督検驗検疫活動会議で品質「ブラックリスト」について、品質領域の誠実・信用体制を確立し、企業の品質信用データバンクと製品品質情報プラットフォームの建設を加速し、輸出企業の信用管理システムの整備と「企業品質信用報告」制度の導入を全面的に進めることを求めた。

質検総局はすでに、企業などを対象とした「社会信用コード制度建設総体方案」を、発展改革委員会、税務総局などの部門と共同で作成した。近いうちに国務院に提出する予定。

また、支樹平局長によると、同局は今年、児童用品や家電、食品包装材料、自動車部品などに重点を置き監視管理を強化するとともに、電子商取引分野の品質管理のあり方を模索することとしている。

(出典：新華網 2014 年 1 月 6 日)

### ★★★16. 万鋼科学技術部長：今年は引き続き基礎研究とハイテク技術の発展に取り組む★★★

中国科学技術部の万鋼部長が 1 月 9 日、北京で開かれた 2014 年全国科学技術活動会議で、中国は今年、引き続き民生に関わる基礎研究と戦略的ハイテク技術を強化し、イノベーション力の向上に取り組む方針を明らかにした。

万部長は会議で業務報告を行い、2013 年の科学技術業務を全面的に総括し、2014 年の科学技術の重点任務を指示した。万部長によれば、2013 年、中国の科学技術惠民計画は著しい成果を収め、地方や企業、関連機構から 65 億 3500 万元の投資を募り、470 以上の技術を普及させ、5100 万人に恩恵をもたらした。2014 年の重点任務について、万部長は引き続き科学技術の利益を国民にもたらし、科学技術革新成果の国民への貢献度を高める方針を示した。地域革新能力を強化し、人材発展メカニズムを改善し、科学技術人材の革新の積極性を最大限に引き出し、科学技術の開放と協力を拡大し、世界的な視野で科学技術の革新を推進することにしている。

具体的には国民の健康促進や慢性病の予防とコントロールを促す国家臨床医学研究センターの建設や、『人類遺伝子資源管理条例』の立法、安全生産の強化、食品安全、自然災害モニタリングと予報技術や設備の研究開発などが挙げられる。そのほか省エネと、廃棄物の排出削減に関する専門プロジェクトへの取り組み、クリーンエネルギーと資源の開発利用の効率化、クリーン生産技術の開発など、環境に優しい資源節約型社会の構築が急がれる。

(出典：科技部公式サイト 2014年1月10日)

### ★★★17. 申長雨・SIP0局長と上海市副市長が会談、知的財産権活動で意見交換★★★

国家知識産権局（SIP0）の申長雨局長と上海市の趙雯副市長はこのほど北京で会談し、上海市の知的財産権活動について意見交換を行った。

申局長は、上海自由貿易区における知的財産権の行政管理体制の刷新や上海市の知的財産権サービスの発展促進など、上海市が知的財産権分野で収めた成果を評価したうえ、国家知識産権局として上海市の今後の知的財産権活動をサポートしていく方針だと表明した。

趙副市長によると、上海市は知的財産権活動を高く重視しており、2020年までに上海市をアジア太平洋地域の知的財産権中心都市に建設する戦略的目標を掲げた。目標達成に向け、上海市は知的財産権管理体制や人材育成など分野でイノベーションの優位性を果たすよう取り組んでいる。

上海市と国家知識産権局は2012年8月、知的財産権に関する協力協定を締結している。上海市は当面、同協力協定を踏まえて自由貿易試験区の知的財産権創造・運用・保護・管理の強化に注力している。

(出典：国家知識産権網 2014年1月7日)

### ★★★18. 国家工商総局、商品市場の管理強化に関して「指導意見」を発布★★★

国家工商行政管理総局は1月2日、消費市場に対する監視管理の一層の強化を求める「商品取引市場の管理規範化の強化に関する指導意見」を発布した。商品市場管理の規範化を強化する重要性と総体的要求を強調し、各地の工商部門に対し、市場秩序の維持と市場の健全的発展の促進に取り組むよう要求した。

「公平公正、統一開放、秩序ある競争、安全調和」の市場環境の構築に向け、「指導意見」は▽行政的指導の強化、▽監視管理体制の刷新、▽協調・協力の強化、▽インフラ整備一の4つの面を視野に入れた施策を盛り込んだ。

(出典：工商総局公式サイト 2014年1月6日)

## ○ 地方政府の動き

### ★★★1. 長春市が国家知的財産権モデル都市に、市政府が推進会議を開催★★★

国家知識産権局に「国家知的財産権モデル都市」に指定された長春市は24日、モデル都市建設の推進活動を検討する会議を開催した。国家知識産権局の賀化副局長と姜治瑩市長、白緒貴副市長が出席した。

長春市は近年、知的財産権の発展と自主的イノベーション能力の向上を重視し、各分野で目覚ましい実績を上げている。2001年から専利（特許、実用新案、意匠を含む）に係わる各指標が年平均20%の伸び率で増加し、特許出願の比率が47.7%で全国平均水準を20ポイント上回っている。国家知識産権局は2001年に「全国専利活動パイロット都市」、2005年に「国家知的財産権モデル都市創建都市」に指定され、今回は「国家知的財産権モデル都市」に指定された。

賀化副局長は、知的財産権活動で長春市がこれまで上げた成果を評価し、「モデル都市」として現地の優位性を生かし、知的財産権事業を一段と推し進めてほしいと期待を示した。

(出典：新華網 2013年12月26日)

### ★★★2. 中国産業パークランキング、中関村サイエンスパークが圧倒的な優位でトップ

★★★

中関村サイエンスパークは中国初の国家ハイテク産業開発区として大きな成功を収め、国内外からの注目を集めており、中国のシリコンバレーとも称される。先日、中国の同濟大学発展研究院が発表した『2013年中国産業パークトップ100ランクイング』では、中関村サイエンスパークは圧倒的な優位でトップとなった。現在、中関村パークは世界の一流パークを目指し、電子情報、バイオ製薬、新エネルギー、フォトエレクトロニクス、新素材、環境保護等の分野に取組み続けている。

上位10位入りしたパークは武漢東湖ハイテク区を除き、すべて東部沿海の省・直轄市にあるパークだった。上から順に、中関村パーク、蘇州工業パーク、上海張江ハイテク区、広州経済技術開発区、天津経済技術開発区、武漢東湖ハイテク区、深センハイテク区、青島経済技術開発区、大連経済技術開発区、昆山経済技術産業開発区。このうち中関村の評価点は2位の蘇州工業パークの1.5倍に達したが、これ以外のパークは上位・下位との点差がごくわずかだった。

統計によると、1980年代から現在までの間に、中国で認可された国家レベルの産業パークは435カ所、省レベルの産業パークは1222カ所に達した。2012年12月までに、全国の開発区は面積2%足らずの土地から国内総生産(GDP)の12.8%を生み出したという。(出典:中国新聞網 2014年1月2日)

### ★★★3. 上海の工業デザイン産業、付加価値額で102億7000万元を実現=2013年上半期★★★

「新技術、新工芸、新モデル」。これら製造業分野の専門用語は、「デザインの都市」の構築に取り組んでいる上海市のキーワードにもなっている。2012年以来、「デザインで産業モデル転換を助力」をめぐって、上海は政策、産業への支援を拡大し、工業デザイン付加価値額が2013年上半期、102億7000万元を実現した。

統計によると、上海市クリエイティブ・コンテンツ産業の昨年の上半期の生産高は3764億7100万元で、前年同期と比べて9.2%増えた。付加価値額は1152億3900万元で、うち工業デザイン付加価値額が102億7000万元であった。

上海はデザインの都市の建設で、中国のクリエイティブ・デザインの高地になっている。上海市政府副秘書長の徐逸波氏はこのほど、上海で設立する中国工業デザイン研究院のオープニングセレモニーで、「上海工業デザイン業の発展は同院設立のチャンスをつかみ、クリエイティブを伝統と現代工業に融合させ、高い付加価値の新型工業化の道を開拓する」と語った。(出典:上海市政府公式サイト 2014年1月6日)

### ★★★4. 青島市、国際経済合作区で知的財産権仲裁院を設立へ★★★

青島市仲裁委員会と青島国際経済合作区(中国ドイツ生態パーク)、青島中国ドイツ生態パーク連合発展公司はこのほど、青島国際経済合作区(中国ドイツ生態パーク)で青島知的財産権仲裁院を設立することで合意した。中国ドイツ生態パークで知的財産権紛争の多元的な解決体制を確立し、工業パークに国際的資源を導入するための重要な試みとみられる。

青島知的財産権仲裁院は設立後、入居企業の特許権、商標権、著作権、原産地証明、称号、営業秘密などの保護と不正競争の防止に取り組み、入居企業の合法的権益を保護することとしている。

中国ドイツ生態パーク管理委員会はまた、知的財産権保護と国際標準活動を担当する弁

公室を設立し、知的財産権専門 HP の開設や企業へのサービス強化、知的財産権人材の育成などに注力する方針だ。

(出典：国家知識産権網 2014 年 1 月 3 日)

#### ★★★5. 厦門市、イノベーションと研究開発に 4 億元の支援金★★★

廈門市は今年、4 億元を投入して同市企業、研究機構の科学技術イノベーションと研究開発を支援する方針だ。重要プロジェクトには最高 1 億元の支援金が提供される。

市科技局の白国華副局长によると、今年の支援プロジェクトは重大科技、自主的イノベーション、技術協力・成果移転、科学技術普及、金融サービスの 5 種類が含まれる。重大科技プロジェクトへの一般的な支援金額は 200 万元以上であるが、产业化基地プロジェクトでは支援金の上限が 1 億元となっている。

重点支援分野は情報技術、バイオ・新医薬、新材料、新エネルギー、ソフトウェア・情報消費など。自主的イノベーションプロジェクトが認定された企業には最高 30 万元の支援金、登録から 3 年が経った成長型企業には最高 50 万元の支援金が与えられる。

(出典：国家知識産権網 2014 年 1 月 8 日)

#### ★★★6. 広東省、小中学校の知的財産権教育を推進★★★

広東省は 2002 年から小中学校の生徒たちを対象とした知的財産権教育の普及を開始し、10 数年の努力を経て目覚ましい成果を遂げた。小中学校での知的財産権が順調に展開されている。

広東省は 2002 年、佛山市・南海区でパイロット事業の実施を決定した。その後、2003 年に南海区の小学校 21 校、中学校 21 校を知的財産権教育モデル学校に指定し、さらに 2004 年に同区全ての小中学校で知的財産権教育を導入した。南海区の経験を踏まえて広東省は 2006 年、「広東省小中学校知的財産権教育パイロット活動プラン」を作成し、2009 年に全省範囲の知的財産権モデル学校認定作業を始動させた。昨年末までに同省はモデル学校 40 校を認定し、191 校でパイロット教育事業を展開した。

知的財産権普及活動における広東省の取り組みは世界知的所有権機関 (WIPO) に認められている。2005 年 11 月に佛山市で WIPO と国家知識産権局が共催の「WIPO 知的財産権教育中国国家高級シンポジウム」で WIPO の幹部・専門家が同省の成果を高く評価した。

省知識産権局の責任者によると、広東省は 2015 年までに 350 校の小中学校で知的財産権教育を導入し、60 校の省級モデル学校を認定することとしている。

(出典：国家知識産権網 2014 年 1 月 12 日)

#### ★★★7. 華南地区の専利行政法執行協力調停センターが設立★★★

広西チワン族自治区と広東省、海南省の 3 地域による華南地区専利行政法執行協力調停センターは先日、第 1 回会合を広州市で開いた。3 地域の知識産権局が会合でセンター活動方案に署名した。広西と広東はまた、両省間の専利行政法執行協力協定を締結した。「方案」と「協定」の締結により、3 地域の行政法執行分野の協力事業が一段と推進されることが期待される。

華南地区専利行政法執行協力センターは、国家知識産権局が打ち出した「専利行政法執行能力向上プロジェクト案」に定められた方針に基づき、3 地域間の現有の連絡会議制度を基礎に設立された。行政法執行の力を統合し、地域間の協力推進を通じて専利権侵害行為の取締りを強化することを目指す。

一方、広西と広東が今回締結した「協定」は、双方が専利をめぐる事件の調査、処理、

研修訓練などの各方面で緊密に提携し、互いの優位性を生かし、それぞれの資源を共有することとしている。

(出典：国家知識産権網 2014年1月9日)

## ○ 司法関連の動き

### ★★★1. 広東省、知的財産権裁判所の設立に向け準備着々★★★

広東省では、知的財産権裁判所の設立に向けて、着々と準備を進めている。このほど、省政府の知的財産権弁公会議弁公室（以下：弁公会議）は知的財産権裁判所の設立活動を討議するシンポジウムを開催した。

シンポジウムは省知識産権局で開かれ、省高級人民法院（高等裁判所）など、11の弁公会議加盟機関からの代表が出席した。会場では、▽知的財産権裁判所の行政法執行に対する影響、▽知的財産権裁判所のレベル、数量、管轄区域、管轄事件、▽知的財産権裁判所の「三審合一」などの課題について、議論が交された。一部の代表は、行政法執行部門と司法機関の交流促進、行政・司法保護の新方法の模索を今後の重点活動として推進していくことを提案した。

広東省は、知的財産権活動に取り組み、知的財産権の行政、司法保護を強化し、知的財産権で経済の発展をサポートするための重要施策の1つとして、知的財産権裁判所の設立に向け、着々と準備作業を進めている。

(出典：国家知識産権網 2013年12月30日)

### ★★★2. 上海第一中級人民法院、自貿区の法律問題研究で大学と提携★★★

上海第一中級人民法院（地方裁判所）は2日、上海財政大学と覚書を締結し、上海自由貿易試験区（自貿区）の知的財産権保護、外国企業参入規制などの法律問題と、自貿区における訴訟・仲裁連結メカニズムに関する研究を共同で進めることで合意した。この外、双方は自貿区における司法研究センターと产学研基地も共同設立する。

上海第一中級人民法院は、自貿区を管轄する裁判所として、昨年10月28日に自貿区司法問題対応チームと研究班を設置し、自貿区に係わる司法問題の研究、分析に取り組んでいる。

今回締結された覚書によると、双方は、自貿区の建設に起こりうる金融、証券、不動産、知的財産権保護、密輸、行政裁判など15の予想問題について調査、研究を展開するという。

(出典：中国知識産権資訊網 2014年1月6日)

### ★★★3. 武漢市各裁判所、昨年知的財産権事件4284件を結審★★★

武漢市の各裁判所は昨年、各種類事件11万2758件を受理し、10万2876件を結審した。8日に開かれた武漢市人民代表大会第3回会議で市中級人民法院の王晨・院長が明らかにした。この中、知的財産権事件4284件を結審し、前年より16.6%増加した。

王院長によると、武漢市は知的財産権保護における司法の役割發揮に取り組んでいる。江岸区と東湖新技術開発区に続き、最高裁は2013年に江漢区で湖北省として3つ目の下部裁判所知的財産権法廷を設立することに同意した。武漢市は昨年、Windows海賊版、偽LV商標などに係った事件を結審し、虚偽宣伝など不正競争の行為を処罰し、多数の国際的有名ブランドの権利者の権益を守ったなど、多くの実績を挙げた。

このほか、各裁判所では昨年、偽薬の生産販売を含めた各種類の刑事案件1万1207件を審理した。

(出典：中国新聞網 2014年1月8日)

## ○ ニセモノ、権利侵害問題

### ★★★1. 公安部：第1～3四半期に権利侵害犯罪容疑者3万5385人逮捕★★★

今年第1～3四半期（1～9月）に全国で摘発された権利侵害、模倣品をめぐった違法、犯罪は23万4000件に達し、事件に係わった模倣品などの総額は241億8000万元に上った。

公安部の統計によると、全国の公安機関は第1～3四半期に権利侵害、模倣品関連犯罪の容疑者3万5385人を逮捕した。各検察院は権利侵害、模倣品犯罪の疑いがある7501件、容疑者1万2990人を提訴。各地の裁判所は6773件を結審し、1万566人に判決を下した。この中、国際標準関連資料の海賊版をネットで販売した複数のウェブサイトが著作権侵害で摘発された事件は注目を集めた。

また、商標法や著作権法実施条例など法律法規の改正が完成したなど、制度、メカニズムの整備も確実に進められている。

(出典：国家知識産権戦略網 2013年12月20日)

### ★★★2. 河南、山西など4省の9都市、ネット上の専利詐称摘発行動を共同実施★★★

河南省濮陽市、安陽市、焦作市、新鄉市と山西省長治市、晋城市、河北省ケイ台市、邯鄲市、山東省菏沢市の9都市の知識産権局はこのほど、「インターネットにおける専利詐称を取り締まる特別行動実施プラン」を発表し、ネット上の専利詐称行為を取り締まる共同行動を開始した。

9都市は「実施プラン」に定められた目標、任務、重点活動に基づき、タオバオ（淘宝）、アマゾンなどの大手ネット通販サイトを中心に監視、管理を強化する。この内、2014年1～3月は集中エンフォースメント期間で、各地の知的財産権管理当局は企業の自己検査、違反行為の是正を促し、行政処罰を強化するとともに、公安部門と提携して犯罪の疑いがある事件を適時に移送することとしている。

特別行動のリーダーシップをとる指導グループはまた、市民に対して、各地の「12330」通報番号を活用して違法犯罪の情報を提供するよう呼び掛けている。

(出典：中国知識産権資訊網 2014年1月2日)

### ★★★3. 国家版権局、2013年ネット著作権侵害10大事件を公表★★★

国家版権局は12月30日、インターネット上の著作権侵害、海賊版を取締る特別行動「剣網行動」についてブリーフィングを開き、2013年に「剣網行動」で摘発された10大事件を公表した。

国家版権局は2005年に第1回「剣網行動」を実施した。今年は9回目で、6月25日、国家インターネット情報弁公室、工業・情報化部、公安部と共同で始めた。各地ではネット上の文学、音楽、動画、ゲーム、マンガ、ソフトウェアなどをめぐって、エンフォースメントが展開してきた。

この中、「百度、快捷公司著作権侵害事件」、「北京『思路網』高精細度デジタル作品海賊版事件」、「上海ISO標準海賊版ネット通販事件」、「江蘇国泰ソフトウェア著作権侵害事件」などが今年の典型的な10事件に選ばれた。

国家版権局の関係者によると、同局は今後、動画作品利用許諾情報データベースの公開、監視管理重点活動の強化、違反行為が深刻なウェブサイトの取締などに重点を置き、摘発活動を一層進めていくこととしている。

(出典：中国新聞網 2013年12月31日)

#### ★★★4. 百度の動画配信は著作権侵害と判定、制裁金25万元＝国家版権局★★★

テンセント（騰訊）やSOHU（搜狐）、優酷土豆グループなどからなる中国ネット動画反海賊版連盟が著作権侵害で百度と快播の2社を訴えた事件で、国家版権局は2013年12月27日、2社に権利侵害行為があると認定し、それぞれ制裁金25万元を科したとともに、著作権業界の管理秩序を尊重し、問題点を真剣に是正するよう求めた。

「反海賊版連盟」は昨年11月13日開いた記者会見で、百度などが権利侵害の動画作品1万点以上を配信していると指摘し、3億元の賠償金を求める宣言した。加盟各社はまた、国家版権局にそれぞれの被害情況を通報した。国家版権局は同19日、調査の実施を始めた。

この事件は国家版権局が昨年12月30日に公表した「2013年度剣網行動10大事件」のTOPにも挙げられた。同局の関係者はその日行ったブリーフィングで、14年に地域を跨ぐ共同法執行体制を全国範囲で確立してネット上の著作権侵害を摘発する方針を説明した。

一方、国家版権局が処罰の決定を出した前に、優酷土豆が百度を訴えた著作権侵害訴訟で海淀区人民法院（裁判所）は百度に49万元の賠償金を命じる一審判決を言い渡した。

(出典：国家知識産權網 2014年1月6日)

#### ★★★5. 2013年「剣網行動」で目覚ましい成果、多数の重大事件を摘発★★★

国家版権局と国家インターネット情報弁公室、工業・情報化部、公安部が「剣網行動」について12月30日に開いた記者会見で、重大事件の摘発を中心とした2013年度の「剣網行動」で海賊版の摘発が強化され、目覚ましい成果を上げたことがわかった。

国家版権局版権管理司の于慈珂司長によると、昨年、国家版権局と全国「掃黃打非」弁公室、公安部、最高裁、最高検と共に8つの重大事件の摘発を注視・督促したほか、国家版権局で20の重点事件、公安部で22の重点事件の摘発に注力した。これらの事件は音楽や動画、文学、オンラインゲーム、電子商取引など多岐にわたる。

このほか、昨年6月に始まった「剣網行動」で各地の関連当局に512件の通報が届き、行政機関で190件が処理され、93件が司法機関に移送された。違法サーバーなどの設備137台、201のウェブサイトを摘発したほか、国家版権局が25の主要動画・音楽サイト、各地の著作権管理部門が1881のウェブサイトに対し監視管理を実施した。関係者によると、国家版権局は2014年に「重点動画作品」の第一陣リストを発表し、動画作品利用許諾情報データベースを公開するなどして、監視管理を一層強めることとしている。

(出典：国家知識産權網 2014年1月6日)

### ○ 多国籍企業 R&D

#### ★★★1. 米マイクロソフト、世界初の自動車産業イノベーションセンターを長春市に設立★★★

米マイクロソフト社は、世界で初めての自動車産業を重点とするイノベーションセンターを吉林省の長春市に設立した。2013年12月19日に行われた「長春マイクロソフトイノベーションセンター」の除幕式で、ラルフ・ハウプターCEOは、「マイクロソフトと中国との連携が新たな段階に入ったことの表れだ」とコメントした。

全てのデバイスをインターネットに接続する「モノのインターネット」に、自動車も加わるようになることもまさに概念から現実になりつつある。次世代の車載ネットワークを研究開発し、イノベーションと産業集積を促進することを目指し、長春市政府、マイクロ

ソフトの中国法人微軟（中国）有限公司、アイソフトストーン（軟通動力）、啓明情報技術股份有限公司の共同創立で、「長春マイクロソフトイノベーションセンター」が誕生した。

これはマイクロソフトが世界で作った初の自動車業界の重点イノベーションセンターで、次世代の車載情報システムの技術革新、次世代の車載ネットワークソリューション、自動車業界のデータ管理と応用などの車載情報分野の研究開発に重点を置き、長春市の自動車工業のモデルチェンジとアップグレードを推進させることを目指す。マイクロソフト社は自社のソフトウェア製品の提供のほか、研修や市場（マーケット）の普及支援、技術サポートなどを提供することによって、同センターの発展を後押しする。

（出典：中国知識産権資訊網 2013年12月23日）

### ★★★2. GE 研究開発センター、上海でポスドクステーションを設置★★★

上海にあるゼネラル・エレクトリック（GE）の中国研究開発センターは16日、上海でポスドクステーションを設置したことを発表した。博士研究員を招聘して先端素材と分散型エネルギー系統、高温超伝導磁石、船舶電気推進技術などの研究を開拓することとしている。

GE中国研究開発センターはGEが世界に設置した5大基礎研究開発センターの1つで、上海、北京、成都、西安、無錫の各地で150以上の実験室、約3000名の研究者を抱えている。

同研究開発センターの陳向力・総裁は、エンジニアは「中国夢」を実現するためのイノベーターと推進者であり、企業、経済の発展にとって重要不可欠な支えであると指摘し、ポスドクステーションの設立で上海、さらに中国のためにより多くのイノベーションの人材を養成することに期待を示した。

同日に行われた「2013GE科学技術イノベーション大会」に、清華大学、上海交通大学、中国科技大学、電子科技大学、浙江大学、西安交通大学、ハルビン工業大学、華中科技大学、香港理工大学、香港科技大学の学生から新エネルギー、医療診断、先端製造など分野のイノベーションプランが提出された。

（出典：新華網 2013年12月19日）

### ★★★3. 東風汽車、湖北省武漢市で仏ルノーと新合弁会社を設立★★★

中国の自動車製造メーカー東風汽車が16日、仏自動車大手ルノーとの合弁会社の設立について、中国の国家発展改革委員会から承認を得たことを明らかにした。東風汽車は2003年にすでにルノーの提携パートナーである日産自動車と合弁会社を設立しており、今回の提携により3社で経営資源を持ち寄り、価格競争力の高い新車を開発し、現地で組み立てた独自モデルの投入計画を進めることができた。

新会社「東風ルノー汽車」の資本金は約47億元（約800億円）で、両社のブランドで自動車とエンジンを生産し、まずは多目的スポーツ車（SUV）を2016年に投入する予定。湖北省武漢に年産能力15万台の完成車工場を建設し、需要増に応じて同30万台まで設備を増強する。新会社は研究開発にも手掛けるという。

（出典：中国知識産権資訊網 2013年12月25日）

## ○ 統計関連

### ★★★1. 2013年全国専利代理人試験、3812人が合格★★★

国家知識産権局は18日、2013年の全国専利代理人（弁理士）試験に3812人が合格し

たと発表した。合格者数は前年より 28.52% 増加した。

第 15 回目となる今年の全国専利代理人資格試験に 2 万 1689 人が受験し、去年より 29.26 % 増え、再び史上最高を更新した。科目別ではそれぞれ、法律知識の受験者が 1 万 1423 人、合格者が 5107 人、代理実務の受験者が 1 万 2699 人、合格者数が 4088 人となっている。国の規定によると、専利代理人試験の合格者は専利代理人資格証書を申請することができる。

今年の総点数上位 10 人の中、在学中の大学院生が 4 人だった。国家知識産権局は 2012 年、受験者の範囲を拡大し、在学中の大学院生の受験を初めて認めた。

(出典：国家知識産権網 2013 年 12 月 23 日)

#### ★★★2. 国家級企業技術センターが 1002 社に、省レベルは 8608 社★★★

国が認定した国家級の企業技術センターは今年 11 月現在 1000 社を超える、1002 社に達した。企業技術センターの研究開発費も急増傾向を維持している。技術イノベーションの主体とされる企業の位置付けを強化するための国の政策に恵まれている企業技術センターは、特許創造の主な源泉と基地に成長している。

中国は 1993 年に国家級企業技術センターの認定を始めた。国が認定した企業技術センターのほかに、各省、自治区、直轄市が認定した省レベルの企業技術センターは 8608 社に達した。

国家級企業技術センターの研究開発費は近年、速い伸び率を維持している。2012 年の総額は 6384 億元で、1 社当たり平均支出は 7.2 億元。この中、研究開発に 10 億元以上を投入した企業は 82 社で、10 年前の 10 倍となっている。

(出典：中国知識産権資訊網 2013 年 12 月 23 日)

#### ★★★3. 北京の専利代理機構が 280 社、全国の約 3 割に★★★

このほど北京で開かれた「2013 年首都知的財産権サービス機構」シンポジウムに出席した市知識産権局の責任者は、北京市は 2013 年、計画策定、人材育成などの各方面に力を入れて知的財産権サービス業の全面的発展促進を図り、目覚ましい成果を上げていると指摘した。

市知識産権局は今年、専利代理機構の管理・サービスの改善を目指し、知的財産権サービス業の中関村エリアへの集積、「知的財産権の街」の建設、サービス人材の育成・誘致に取り組んできた。また、同局の支援の下、北京市専利代理人（弁理士）協会が正式に発足した。

統計によると、北京市は今年 1~9 月、新設の専利代理機構が 39 社で、順調に増加する傾向を示している。専利代理機構の総数は全国の 28.63% に当たる 280 社に達している。各代理機構に勤めている弁理士は去年同期比 324 人増の 3627 人で、全国の 41.24% を占めた。

(出典：国家知識産権網 2014 年 1 月 2 日)

#### ★★★4. 高虎城商務部長：13 年貿易総額は前年比 7% 増の見通し★★★

商務部の高虎城部長がこのほど全国商務業務会合で、2013 年の輸出入総額が 4 兆 1400 億ドルに達し、前年比 7% 増加する見通しだと明らかにした。政府目標の 8% 増を達成できなかったが、国際市場に占める輸出のシェアが上昇を続けているという。

高部長が明らかにしたところによると、年間の実際外資利用額（海外から中国への直接投資）は前年比約 5% 増の 1170 億ドル、中国から海外への直接投資（金融会社を除く）

は約 15% 増の 880 億ドルとなる見通し。住民による消費も安定した成長をみせ、年間の社会消費財小売総額は約 13% 増の 23 兆 8000 億元とみられている。

高部長は、2014 年も貿易総額の安定的な成長を維持できるように、貿易相手国との自由貿易協定締結に向けた交渉を推進するとともに、サービス業をさらに外資系企業に開放し、よりバランスの取れた貿易構造を実現するよう努力を重ねると表明した。

高部長は来年の業務計画について、対外貿易の競争における新たな優位点の育成を支援する方向性を示した。先端技術と重要装備の輸入を拡大し、国境を越えた e コマースの育成を加速させ、独自ブランド企業が商標や特許を海外で登録するよう推進し、対外貿易の新たな成長源を育成するという。

(出典：商務部公式サイト 2013 年 12 月 30 日)

#### ★★★5. 外国権利者からの業務依頼が 24.9% 増、伸び率は国内の 3 倍＝上海市の代理機構★★★

上海市の専利代理機構を対象に 2013 年実施された年次調査の結果によると、同市は現在、専利代理機構 90 社と弁理士 738 人を抱え、それぞれ前年より 10 社、48 人増加したことがわかった。

専利代理機構 90 社の内訳は現地の代理機構 85 社と、他地域の代理機構が上海に設けた支店 4 社、国防専利代理機構 1 社となっている。2012 年 9 月から 2013 年 8 月までの総売上高は 17 億 4000 万元で、前の 1 年間より 259% 増えた。売上高が 1000 万元を超えた代理機構は倍増。国内出願の代行件数は 6 万 9141 件で、この中、外国権利者から依頼された業務が 24.9% 増加し、伸び幅は国内依頼 (7.9% 増) の 3 倍以上に達する。国際出願の代行件数は 1 万 5100 件だった。

専利訴訟に係わる業務の成長も注目を集めている。2012 年 9 月から 2013 年 8 月までの専利訴訟代理業務は前の 1 年間より 49.2% と大幅に増加したほか、新設された 11 の代理機構に法律事務所が 10 社あった。

(出典：国家知識産権網 2013 年 12 月 25 日)

#### ★★★6. 科学研究への経費支出、中国と日本は増加、米国が減少傾向★★★

米医学誌「ニューイングランド・ジャーナル・オブ・メディシン」(最新号) に掲載された研究報告書によると、米国の科学研究費は 2007~2012 年に減少した。一方で中国と日本の経費はいずれも増加の流れを示し、アジアが世界の科学研究費全体に占める比率が 6 ポイント上昇した。

同報告書によると、米国の同 5 年間の年間科学研究経費は、1310 億ドルから 1190 億ドルに減少した（実際の購買力に基づく）。同期の日本の科学研究費は 90 億ドル、中国は 64 億ドル増加した。全体的に見ると、米国は依然として世界一の科学研究大国であるが、アジアが世界の科学研究費に占める比率は 18% から 24% に上昇した。欧州は安定を維持し、約 29% となった。

バイオ医学の研究を例とすると、米国の 2007 年時点の経費は世界の 51% に達していたが、2012 年には 45% に低下した。

米国の科学研究費の減少は、公共部門の経費削減ではなく、産業界の投資の大幅な減少が主因だとみられる。バイオ医学専門家は、「これにより多くの研究プロジェクトがアジアに移る。アジアは人件費が割安で、政府からも資金援助が出るためだ。科学研究機関の設備とサービスも、よりフレキシブルになるだろう」と予想した。

(出典：新華網 2014 年 1 月 2 日)

### ★★★7. 昨年の特許出願が 82 万 5000 件、26.3%増★★★

国家知識産権局（SIP0）が発表したデータによると、同局が昨年受理した特許出願は 82 万 5000 件で、前年より 26.3% 増加した。一方、特許登録件数が 20 万 8000 件で 4.1% 減少した。

特許、実用新案、意匠の総出願件数が同 15.9% 増の 237 万 7000 件、総登録件数が同 4.6% 増の 131 万 3000 件となっている。特許は登録件数が小幅に下落したが、全体に占める割合では出願件数も登録件数も三分の一を上回り、企業の出願・登録は何れも半分以上を占めた。

国内からの特許出願が 70 万 5000 件、前年比 31.8% 増えた。この内、国内職務発明が 81.0% で同 33.4% 増。出願構造が一層改善され、出願の質が向上しつつあることが伺える。登録件数では国内権利者の登録件数が前年とほぼ同じの 14 万 4000 件で、外国権利者の登録件数が 12.3% 減少した。昨年の企業の特許出願は全体の 60.6% の 42 万 7000 件、特許登録は全体の 54.9% の 7 万 9000 件だった。

（出典：中国知識産権資訊網 2014 年 1 月 8 日）

### ★★★8. 深セン市の PCT 国際特許出願、昨年は 1 万件超、10 年連続国内最多★★★

深セン市市場監管局（市知識産権局）の関係者によると、深セン市の昨年の PCT 国際特許出願は初めて 1 万件の大台を突破し、1 万 49 件に達し、2012 年より 25.24% 増加した。全国の PCT 出願件数の 48.1% を占め、10 年連続で国内各都市で首位を維持している。

深セン市は昨年、国家知的財産権モデル都市の建設作業を推進し、特許、商標、著作権の協調が取れた発展に尽力し、各分野で順調な進捗を見せた。

深セン市の昨年の特許出願件数が前年比 10.3% 増の 8 万 692 件で、この内、特許出願が 3 万 2200 件、同 3.6% 増えた。また、昨年末の有効特許件数が 6 万件を超え、国内 2 位の 6 万 2293 件となり、人口 1 万人当たり平均の特許保有件数が各都市を遥かに上回る 59.1 件だった。このほか、深セン市は昨年、「国家専利金賞」4 件、「国家専利優秀賞」20 件を受賞した。

（出典：国家知識産権戦略網 2014 年 1 月 13 日）

### ★★★9. デジタル家電産業の特許出願件数が 1967 件、国内最多＝広東省★★★

広東省知識産権局はこのほど、デジタル家電産業の特許分析と早期警報に関する研究成果をまとめた報告書を発表した。デジタルテレビ技術分野における広東省の特許出願が 1867 件で、それぞれ世界の 4.72% と国内の 36.26% を占め、国内各地域の中での出願件数が最も多かった。

中山大学が担当したこのデジタル家電特許分析研究は、デジタル家電産業の特許分析・早期警報を中心に、国際、国内、広東省の 3 つの面から△デジタルテレビのコア技術と△人間とコンピュータの相互作用といった 2 分野の特許の実態、発展の動きを説明した。

同報告書によると、人間とコンピュータの相互作用の分野で各国が注目しているマルチタッチ技術とアイトラッキング技術では、中国がマルチタッチ技術特許の 15%（米国、韓国に次ぐ 3 位）、アイトラッキング技術特許の 9%（米国に次ぐ 2 位）をそれぞれ出願している。この内、広東省の特許出願はマルチタッチ技術が世界の 4.23%、国内の 30.75% にあたる 226 件、アイトラッキング技術が国内 2 番目多い 38 件（北京が 39 件）だった。

（出典：国家知識産権網 2014 年 1 月 10 日）

### ★★★10. 昨年の商標登録出願が188万件超、前年比14.15%増★★★

2013年の中国の商標登録出願件数が188万件を超え、前年比14.15%増加した。累計出願件数が1324万1337件に、累計登録件数が865万2358件に、有効件数が723万7894件にそれぞれ達した。国家工商行政管理総局商標局が発表した最新の統計データでわかった。

中国の登録商標の年間出願件数は2010年から4年連続で100万件を超える、それぞれ2010年が107万2000件、2011年が141万7000件、2012年が164万8000件、2013年が188万2000件だった。

2012年3月に出願件数が初めて1千万件の大台に乗り、1000万346件に達した。昨年末は1300万件を超えた1324万1337件となっている。昨年の商標登録異議申立の件数は3万4667件で、前年より4.58%減少した。

(出典：工商総局公式サイト 2014年1月9日)

### ○ その他知財関連

#### ★★★1. 2013年専利代理業界総合力評価の結果が公表、「2つ星」が13社★★★

中国知的財産権報が主催した「特許サービス業発展趨勢シンポジウム・2013代理業界総合力評価結果発表会」は12月17日、北京で行われた。

中国の実情に相応しい代理業界のサービス基準を模索し、業界の健全的発展を促す狙いで、中国知的財産権報は代理業界総合力評価活動を実施した。発表会で「2つ星」に選ばれた13社と弁理士16名、「1つ星」に選ばれた35社と弁理士62名のリストが発表され、受賞者に賞牌と賞状が贈られた。（受賞者情報掲載ページ：[http://www.iprchn.com/Index\\_NewsContent.aspx?newsId=67029](http://www.iprchn.com/Index_NewsContent.aspx?newsId=67029)）

特許サービス業の動きを議論するシンポジウムで国家知識産権局、企業、代理機構からの代表が、新時代における代理業界のチャンスと課題、内部管理などのテーマについて意見を交わした。

(出典：中国知識産権資訊網 2013年12月23日)

#### ★★★2. MSのノキア買収、華為と中興が商務部に「反独占」の調査を請求★★★

フィンランドの携帯電話大手ノキアは9月、スマートフォン事業を含む同社の「実質全て」の事業を、米マイクロソフト（MS）社に73億ドルで売却することと、保有特許のライセンスを供与することで合意した。この買収は今月初めに、米連邦取引委員会（FTC）と欧州連合（EU）の承認を得たが、中国で問題にぶつかっている。華為、中興、小米、酷派など、複数の国内携帯メーカーが商務部に相次いで報告を提出し、この買収が独占行為に当たるかどうかの審査の実施を請求した。なお同部は発表できる情報はまだないとしている。

ノキアは最近、買収取引が完了した後には、特許に基づく経営に力を入れるとの方針を明らかにした。この情報が中国の携帯メーカーの間に懸念を呼び起こした。ある業界関係者によると、ノキアが「特許の怪物」になって、携帯メーカーから高額の特許使用料を徴収するようになることが心配だという。ノキアが対外的に発表している特許使用料の基準は、製品販売価格の2%を超えないというものだが、利益率が極めて低い中国の携帯メーカーにとって使用料の支払いは大きな負担になる。

ノキアはすでに携帯電話事業を手放しており、特許をめぐって争う必要がなくなった。するとメーカー側には、ノキアが第三者の特許取り扱い企業に委託して、訴訟という形式で設備メーカーに特許使用料の支払いを迫るのではないかとの懸念が広がった。

(出典：中国知識産権資訊網 2013年12月26日)

### ★★★3. 2014年に数々の外国基本特許は満期が迫る、黄金時代を迎える国内企業★★★

国内製薬企業にとって、ネキシウムやバイアグラなど外国産の人気薬剤の特許権が今年満期を迎えることは、発展の黄金時代の到来を意味するだろう。統計によると、今年、世界で特許権の保護を失う医薬品の価値は400億ドルに達する。また、15年は560億ドルに、16年は310億ドルに達する見通し。特許の59%を米国が、19%をEUが、17%を日本がそれぞれ保有しているバイオ医薬業界であるが、後発医薬品が主流で特許という高い垣根に苦しめられてきた国内バイオ医薬産業は、その垣根を飛び越える絶好なチャンスを迎えた、と業界関係者がみている。

医薬品特許だけでなく、今年には最も機能的とされる3Dプリント技術「レーザー焼結法」に関する特許も期限切れとなる見込み。また、数百件の農薬特許も満期が迫っている。関連分野の国内企業に発展のチャンスがもたらされる。イノベーションへの影響について、中国社会科学院法学研究所の李順徳研究員は、「満期になった特許の利用は世界でみても一般的手法で、技術が立ち後れている企業の近道だ」と指摘した上、企業はそれを利用してイノベーションに取り組むべきだと強調した。

一方、ハイエンド後発薬を奨励する方針の国家食品药品监督管理总局の関係責任者は、「世界水準の後発薬を生産できる国内企業は、イノベーションにも近づくだろう」との認識を示した。

(出典：国家知識産権戦略網 2014年1月9日)

---

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO北京事務所知的財産権部

北京市建国門外大街甲26号長富宮弁公楼7003 郵編100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : post@jetro-pkip.org

発行 : JETRO北京事務所知的財産権部

---

※本メールマガジンの新規配信・配信停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願ひ申し上げます。

新規配信・配信停止 <http://www.jetro.go.jp/mail/>

---

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved